

検査無料化事業 Q&A

2022/4/18更新

| No. | 御質問 | 県回答 | 備考 |
|--------------------------|---|---|---------|
| 1 無料検査 | | | |
| 1-1 | 検査事業者の登録を行ったが、自社従業員は無料検査の対象となるか。 | 自社従業員に事業のため、又は福利厚生等の一環として行う検査は、対象にならない。 | |
| 1-2 | 検査の受付を予約優先としてよいか。 | 予約枠を設けることは支障ありませんが、予約をしていない方の検査受付も行えるようにしてください。 ○一般検査事業実施期間に限り、下記の取扱いをします。 次の要件をすべて満たす施設について、予約優先を可とする。(本運用を希望する施設は、県検査無料化チームに申出を行うこと) ・薬局、医療機関であること(衛生検査所、ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者は除く) ・無料検査の1日当たりの受付可能数が限られており、検査希望者が殺到して検査に支障が生じること ・無料検査事業の影響により、診療等の通常業務に支障が生じていること | 4/18更新 |
| 1-3 | イベント会場にて入場者の検査を行う場合、神奈川県民以外も無料検査の対象となるか。 | 対象にしてよい。 | |
| 1-4 | 薬局・衛生検査所・医療機関で検査を行う場合、神奈川県民以外も無料検査の対象となるか。 | 「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」における検査は対象となる。 なお、「感染拡大傾向時の一般検査事業」における検査は対象とならない。 | 1/21更新 |
| 1-5 | 薬局だが、検査の立合い場所は薬局内に設けなければならないか。 | 薬局の許可を受けた場所の外に設置してもよい。 | |
| 1-6 | 検体採取の立合いは、誰が行ってもよいのか。 | 検査管理者が立合いを行ってください。 ※検査管理者の要件は、2-3を参照。 | 12/17更新 |
| 1-7 | 結果通知書に記載する検査管理者は、誰の氏名を記載すればよいか。 | (抗原定性検査) 検体採取に立合い、結果を判読した者を記載してください。 (PCR等検査) 検査分析を行った検査所の検査管理者を記載してください。 | 12/20更新 |
| 1-8 | 結果通知書は、書面で発行しなければならないか。 | 書面のほか、電子データで交付してもよい。 | 12/20更新 |
| 1-9 | オンラインによる検体採取の立合いを行いたいが、受検者に検査キットを郵送してよいか。 | 郵送による対応はできません。検査キットは直接受け渡した場合に、オンラインによる検体採取の立合いが行えます。 | 12/22更新 |
| 1-10 | 「感染拡大傾向時の一般検査事業」について、他県から県内又は近隣の大学に通うため、又は単身赴任のために神奈川県に転居してきた。しかし住民票を移していないため、住所は県外のままだが、無料検査の対象となるか。 | 例えば学生証や健康保険証で県内に住んでいることが確認できれば、感染拡大傾向時の一般無料検査の対象となる。それらでも確認できない場合に限り、住所と氏名が記載された直近の公共料金の領収書でも可とする。 | 1/6修正 |
| 1-11 | 「感染拡大傾向時の一般検査事業」の場合でも、結果通知書の発行が必要か。 | 必要となる。 | 1/4更新 |
| 1-12 | 事業者が直接抗原簡易キット等を購入することは可能か。 | 飲食店やイベント主催者等の事業者等は、確認書を医薬品等卸売販売業者に提出することで直接抗原簡易キット等を購入することが可能。 薬事承認された抗原簡易キットを販売できるのは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく許可を受けた者に限られるため、事業者は購入した抗原簡易キットを転売できないことに十分留意すること。 (参考)一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html | 4/18更新 |
| 2 検査事業者の登録 | | | |
| 2-1 | 衛生検査所だが、本事業の登録を行った事業者からの検査を請け負う予定である。検査事業者の登録を行う必要があるか。 | 登録を行う必要はないが、検査設備体制(初期投資)に係る補助を希望する場合は登録すること。 | |
| 2-2 | 検査管理者となるためには、どうしたらよいか。 | ○抗原定性検査を行う場合 厚生労働省がホームページで公開するWEB教材を用いて自主研修を受ける必要があります。 詳細は厚生労働省HPを御覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html ○PCR等検査を行う場合 厚生労働省が定める「PCR等のための検体採取の立合い等に係る留意事項」の内容を理解した者を検査管理者として定めることができます。 | 12/17修正 |
| 2-3 | 検査事業所の登録申請をしたいが、本社で一括して申請してよいか。 | 実施計画書・図面を各店舗ごとに、別ファイルで作成いただき、本社からまとめて申請してください。 | 12/22更新 |
| 2-4 | イベント主催者だが、ワクチン検査パッケージ制度の登録対象外のイベント*にて無料検査を実施したい。検査事業者としての登録は可能か。 *参加人数が5,000人以下又は収容率50%以下である、「イベント開催等における感染防止安全計画等について」(令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡)に基づく感染防止安全計画の策定の対象とならないイベント。 | 「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」であれば、登録可能です。必要書類をそろえて申請してください。 | 4/14更新 |
| 2-5 | 薬局ではPCR検査キットの交付のみを行い、検査会社がオンラインにより採取立会い及び検査を行う場合、登録申請を行うことは可能か。 | 薬局及び検査会社を共同事業者として登録する必要があります。申請方法等については検査無料化チームに問合せください。 | 1/14更新 |
| 3 検査体制整備(初度設備)の補助 | | | |
| 3-1 | PCR等検査機器を整備したいが、補助対象となるか。 | 補助対象となりますが、高額な設備等を整備する場合は、基本的にリースで整備することとし、主として無料検査事業のために使用することになります。また、高額な設備等を整備する場合は、整備前に御相談ください。 | |
| 3-2 | 検体の採取・立合いを行う場所を設置するため、専用ブースの設置工事を行いたいが、対象となるか。 | 対象となる。ただし、設置により関係法令に抵触しないよう留意されたい。 | |

| No. | 御質問 | 県回答 | 備考 |
|-----------|---|--|---------|
| 3-3 | 次の設備の購入費は、補助対象になるか。 ・検査場所を設置するための簡易テント ・検体採取用の机、椅子 ・受検者と立会者の間に設置するアクリルパーテーション ・待合場所(屋外)に設置するヒーター ・検査前測定用の体温計(非接触式体温計等) | 対象となる。なお、短期間のイベント等で使用する場合は、リースを検討すること。 | |
| 3-4 | 検体採取時に使用する消耗品類(個人防護服、アルコール、フェイスシールド、マスク、手袋等)は、補助対象となるか。 | 対象となりません。 | 4/18更新 |
| 3-5 | 検査キットの保管用に冷蔵庫を購入してよいか。 | 取扱う検査キットが冷蔵保管が必須の場合は対象となるが、常温保管可能な場合は、対象外となる。 | 12/22更新 |
| 3-6 | パソコンやタブレット端末は、補助対象となるか。 | 本事業の実施のために必要な場合は対象となります。 なお、本事業の実施に必要なスペックを大きく超える高機能な機器は整備しないようにしてください。高機能な機器を整備した場合は、その理由等をお伺いすることや、補助対象外となる場合がありますので御留意ください。 | 1/4更新 |
| 4 検査費用の補助 | | | |
| 4-1 | 衛生検査所だが、本事業に基づいて、自ら採取立合いを行って検査を行うものと、薬局等から検査依頼を受けて検査を行うものがある。検査費用の補助は、どちらの検査でも受けられるか。 | 後者の検査については、薬局等が補助申請をすることが原則になるが、薬局等が補助申請しない場合は対象となる。(薬局等と衛生検査所が、同一の検体に対する補助を受けることはできません) | |
| 4-2 | 衛生検査所だが、イベント会社から委託を受けて検査を行う予定である。当社が取りまとめて検査費用の申請を行っても良いか。 | 原則、各イベント会社が検査事業者の登録を行い補助申請していただくが、検査を行う衛生検査所が補助申請することも可能です。この場合、イベント会社が補助申請(重複申請)を行わないようにしてください。 | |
| 4-3 | PCR検査、抗原検査の原価(仕入れ)金額に、含まれるものはなにか。 | 「検査キット原価」としては、通常PCR検査キットや抗原定性検査キット販売原価に織り込まれる各種費用及び往復送料のみを含む。例としては、以下が考えられる。 ・検査キット代 ・検体採取容器代、包装費、検査費用(PCR検査の場合)、 ・結果通知費用(PCR検査を検体採取場所以外で実施する場合) ・検体管理費用(PCR検査を検体採取場所以外で実施する場合) ・往復送料(復路送料はPCR検査を検体採取場所以外で実施する場合) ・製造・検査拠点における販売管理費等(検査拠点はPCR検査を検体採取場所以外で実施する場合) | |
| 4-4 | 検査費用(送料含む)が補助上限額を超えるが、受検者に超過分を請求してよいか。 | 本事業は無料で検査を受けられるものであるため、検査費用の超過分を受検者に請求することはできず、実施施設の負担となります。 なお、本事業において実施する検査(標準的な検査)とは別に、オプションとしてPCR検査の即日結果判定や陰性証明書発行を提供している実施者については、受検者の求めにより、本事業の検査費用とは別にオプションに係る費用を請求することは可能です。 | 1/14更新 |
| 4-5 | 検査結果が判読不能となったが、その場で再検査を行った場合、補助申請は2件分としてよいか。 | 次の要件を満たしている場合は補助対象とします。 ①判読不能となった検査について、検査の手技に問題がなかったこと ②「判読不能」の検査結果通知書を交付すること ③受検者が再検査を希望し、再度検査申込書を提出していること | 1/14更新 |
| 4-6 | 登録前に購入した検査キット(在庫分)は補助対象となるか。 | 補助対象となります。 | 1/4更新 |
| 5 実施結果の日報 | | | |
| 5-1 | 登録をした薬局等で検体採取を行い、検体を衛生検査所に送付してPCR検査を行っている。実施結果の日報はどちらが行えばよいか。 | 原則、検査費用の補助金申請を行う施設が報告を行ってください。(2重に報告しないよう各施設間で調整してください。) | 4/1更新 |
| 6 県民の方へ | | | |
| 6-1 | 無料検査はどこで受けられるのか。 | 無料検査を実施している事業者は、HP内の「無料検査実施事業者一覧はこちら」からご確認ください。 なお、無料検査の対象となる条件がありますので、ご注意ください。 | 1/6修正 |
| 6-2 | 感染者と濃厚接触があった場合、又は濃厚接触があった疑いがある場合に、この無料検査は受けられるのか。 | ・感染者との濃厚接触者と認定された方は、この無料検査は受けられません。所管の保健所等に相談の上、自宅待機など指示に従ってください。 ・感染者と濃厚接触があったと疑われる方は、まずは次のサイトの記載に従ってセルフチェックを行い、「あなたは感染の可能性があります」に該当する場合は、そこに記載された指示に従ってください。「感染の可能性は低いです」に該当し、かつ、無症状である方は、この無料検査を受けることができます。 https://www.pref.kanagawa.jp/documents/71134/kojin_corona.pdf | 1/21更新 |
| 6-3 | 自宅で抗原検査キットにより検査(オンラインにより立合い)を行ったが、使用したキットはどのように処分したらよいか。 | 使用したキットは、ごみ袋に入れてしっかりしばって封をする、袋が破れている場合などは二重にごみ袋に入れる等、散乱しないように処理してください。お手元で4日間程度保管してから、普通ごみとして廃棄してください。 | 12/23更新 |